

十日町市監査委員公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和2年1月28日

十日町市監査委員 水落 雅史
十日町市監査委員 宮澤 幸子

第2回 監査結果報告

- 1 監査の種類** 地方自治法第199条第4項による定期監査
- 2 監査の対象** 農林課、観光交流課、産業政策課、防災安全課、企画政策課、総務課
- 3 監査対象年度** 令和元年度（一部過年度分を含む）
- 4 監査の実施期間** 令和元年10月29日 ～ 令和元年12月26日
- 5 監査の方法**

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかに留意し実施した。監査は、あらかじめ指定した様式により提出された資料に基づく監査と併せて、必要により事業を指定し関係職員の説明を求めて行った。
- 6 監査の結果**

事務事業の執行は、おおむね適正に行われていたが、一部において改善や検討すべき事項が認められた。

なお、軽微な事項については、関係職員からの説明聴取時に指摘したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 農林課

① 指定事業

- 「ふるさと十日町の木で家づくり事業」
- 「シェアハウス管理経費」

② 意見

- ・「ふるさと十日町の木で家づくり事業」については、不正な申請が行われることのないよう、これまでどおり確実な申請内容の確認に努められたい。
- ・「シェアハウス管理経費」については、入居条件の緩和など関係省庁に引き続き働きかけを行うとともに、当シェアハウスにしかない魅力と特徴を積極的に発信し、入居率の向上に努めていただきたい。

(2) 観光交流課

① 指定事業

- 「体験型観光誘客事業」

② 意見

- ・「十日町市緑の直行便グリーンライナー運行費補助」については、補助対象経費の消費税の取扱いについて検討いただきたい。
また、実績報告の経費内訳が「一式 ○○円」など積算根拠の不明瞭なものがあつた。業務内容を十分満たしているか確認するためにも証拠書類の提出を求め、確実な内容確認を行うよう改善いただきたい。
- ・「越後田舎体験推進事業」については、負担金の算出方法見直しにより、経費削減に取り組まれていた。今後も適時、事業内容の見直しを行い妥当性のある負担金支出に努められたい。
- ・「豪雪体感インバウンド外国人観光客誘客業務委託」については、旅費の適切な執行管理を行っていただきたい。
- ・「体験メニューワンストップ窓口運營業務委託」については、提出された実績報告書だけでは事業の実施状況が十分に確認できなかった。事業の成果物や支出関係書類（領収書等）の提出を求め、確実な内容確認を行うよう改善いただきたい。

(3) 産業政策課

① 指定事業

「未来を拓く起業・創業支援事業」

② 意見

- ・ インキュベーションオフィスについては、利用率が低いことから設置場所の見直しや民間事業所の活用なども含め検討願いたい。
- ・ 起業・創業者や既存企業からの相談や要望に対し、迅速に対応するとともに、事業の発展に繋がるよう継続した支援を行っていただくよう要望する。

(4) 防災安全課

① 指定事業

「特定空家等対策事業」

② 意見

- ・ 特定空家等の増加を防ぐためにも、適切な管理が行われていない空家等の調査及び市民への意識啓発の取り組みを引き続きお願いしたい。
- ・ 万が一の際、近隣住民に被害が及ぶことのないよう、十分な安全対策を講じていただきたい。

(5) 企画政策課

① 指定事業

「定住促進助成事業」

② 意見

- ・ SNS等を活用し、本事業の更なる周知に努めていただきたい。
- ・ 国の動向を注視し、制度変更があった際には速やかな対応をお願いしたい。

(6) 総務課

① 指定事業

「小中学校（十日町地区）等ノートパソコン入替業務委託」

② 意見

- ・ 委託料については、他の自治体との比較や検証を行い、金額が適正であるかを見定めて執行いただきたい。